

経済産業省

平成 23・11・14 商局第2号
平成 23年11月28日

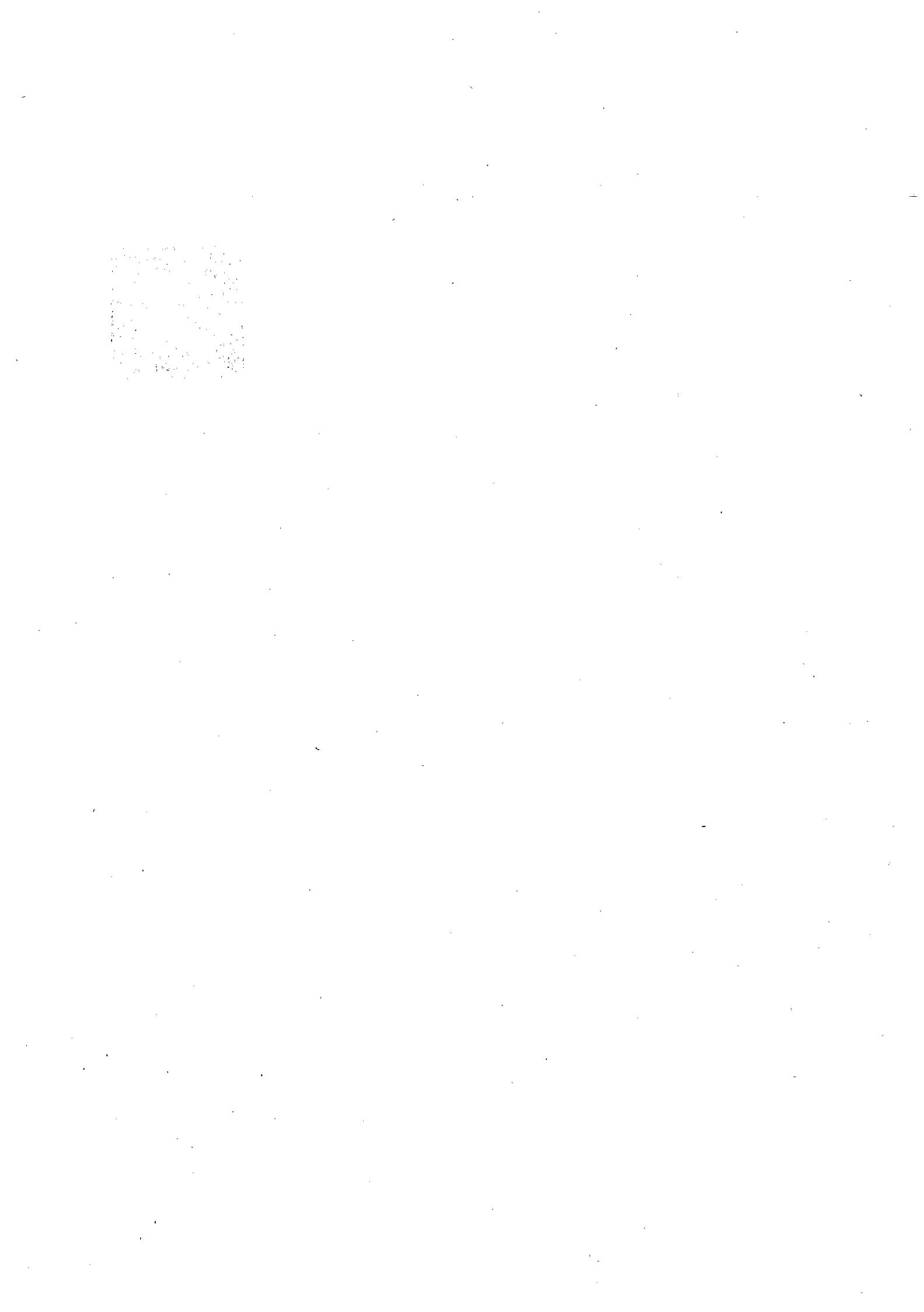
経済産業省大臣官房商務流通審議官 豊永 厚志



ガス事業法の運用及び解釈について（ガス用品関係）について

上記の件について、別添1及び別添2のとおり定め、平成23年12月1日から適用する。

なお、昭和55年4月1日付け55資公部第138号「ガス事業法の運用等について（ガス用品関係）（通達）」（昭和62年8月12日付け62資公部第377号、昭和62年12月10日付け62資公部第586号、平成元年5月1日付け元資公部第250号、平成4年3月2日付け4資公部第74号、平成5年3月25日付け5資公部第102号及び平成22年10月7日付け平成22・09・27商局第2号をもって一部改正）は、平成23年11月30日限りで廃止する。



(別添 1)

ガス事業法施行令関係

○第7条（ガス用品）及び第8条（特定ガス用品）関係

1. ガス瞬間湯沸器関係

別表第1第1号及び別表第2第1号中「ガス瞬間湯沸器」とは、給水に連動してガス通路を開閉することができる機能を持ち、水が熱交換器を通過する間に加熱される構造の給湯機をいい、専ら給湯の用に供するもののみならず、床暖房、浴室乾燥、ふろ追い焚きその他の用に供するため、水等の熱媒体を加熱し、循環させる機能を併せ持つガス給湯温水熱源機を含む。

2. ガスバーナー付ふろがま関係

別表第1第3号及び別表第2第3号中「ガスバーナー付ふろがま」とは、次の(イ)及び(ロ)の要件に適合するものをいい、給湯機能を併せ持つものを含む。

- (イ) ふろがまにふろバーナーが固定されているか又は容易に取り外すことができない方法で取り付けられていること。
- (ロ) 輸送時のこん包がふろバーナーを取り付けた状態であること。

○経過措置関係

平成23年7月1日前に製造又は輸入されたガス給湯温水熱源機については、その旨が証明できる場合に限り、第7条（ガス用品）及び第8条（特定ガス用品）関係1. ガス瞬間湯沸器関係の規定にかかわらず、ガス瞬間湯沸器に含まないこととする。

(別添 2)

ガス用品の技術上の基準等に関する省令関係

○別表第3 (第11条、第13条関係)

ガス用品の技術上の基準(別表第3)に係る適合性の確認に際して使用する試験ガスについては、この運用に特段の定めをしているものを除き、原則として、日本工業規格S 2 0 9 3 (2 0 1 0)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の5試験ガスに定める規格に適合するガスによることとする。

[半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器]

2について

「表面」とは、ガスの通る部分(バーナー及びノズル以外の部分に限る。)及び器具栓にあっては外面を、排ガスの通る部分にあっては内面を、バーナー、ノズル、熱交換部及び空気調節器にあっては内面及び外面をいう。

3について

「ガスに侵されない」とは、日本工業規格S 2 0 9 2 (2 0 1 0)家庭用ガス燃焼機器の構造通則の5.2材料一般b)に適合していることをいう。

4について

「通常の点火操作」とは、日本工業規格S 2 0 9 3 (2 0 1 0)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表13電気点火性能試験中3試験方法c)の操作をいう。

5について

「爆発的に点火しない」とは、点火したときの炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び点火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

6について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、日本工業規格S 2 0 9 3 (2 0 1 0)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表10燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試験条件とし、15分間燃焼したとき、電極部に黄炎が1分間に30秒以上連續して触れていないことをいう。

7について

- (1) 「確実に着火」とは、5回行って5回とも着火することとする。
- (2) 「爆発的に着火しない」とは、着火したとき炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び着火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

9について

「正常に機能しなかつたとき」とは、熱電対式のものにあっては起電力が起きない状態、膨張式のものにあってはその膨張機構が弁を操作しない状態、フレームロッド式のものにあっては電流が流れない状態及び電極部が短絡した状態、光電式のものにあっては電流が流れない状態をいう。

11について

「爆発的に再点火しない」とは、バーナーを消火したときに再びパイロットバーナー等に点火し、かつ、ケーシング外に炎があふれること及び再点火時に発する騒音が8

5デシベルを超えないことをいう。

1 2について

「再び通電したとき、バーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火する」とは、バーナーに点火した後に電源回路を開いたときバーナーへのガスの通路が閉じ、1.5分以内に再び電源回路を閉じたときバーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火することをいう。

1 3について

(1) 「取り付けることができる構造」とは、排気筒を取り付ける部分の外径が技術上の基準の欄に掲げる表示ガス消費量に応じた排気筒の内径を超えるものであり、当該内径寸法以下の排気筒が取り付けられないことをいう。

なお、排気筒を取り付ける部分の外径寸法のマイナス許容差は、3ミリメートルとする。

(2) 「炎のあふれがない」とは、ケーシング外に炎があふれないことをいう。

1 4について

「炎のあふれがない」とは、ケーシング外に炎があふれないことをいう。

1 6について

(1) リフティングがないこととは、点火1.5秒後において、炎口から離れる炎がノズルに対応したバーナーごとに1/3を超えないことをいう。

(2) 消火がないこととは、点火1.5秒後において、ノズルに対応したバーナーごとに炎が消滅することがないことをいう。

(3) 逆火がないこととは、点火して30分経過するまでの間炎がバーナー内部で燃焼している状態にならないこと及び逆火による消火がないことをいう。

(4) 黄炎の熱交換器への接触がないこととは、点火して30分経過するまでの間黄炎が熱交換器に接触する状態が任意の1分間のうち30秒以下であることをいう。

(5) すすの発生がないこととは、点火して30分経過するまでの間（ただし点火時を除く。）熱交換器にすすが付着しないことをいう。

1 7について

(1) 「各部の温度」の測定は、日本工業規格S 2109(2011)家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

(2) 「木壁」とは、日本工業規格S 2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

1 8について

「木壁」とは、日本工業規格S 2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

2 2について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本工業規格S 2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表20電気関係試験中2耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

22の2について

「通常使用時の温度変化に耐える」とは、日本工業規格S 2109(2011)家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の電気部（電子制御装置をもつものに適用）のはんだの耐久性の性能を満たすことをいう。

23について

「バーナーを消火させる水滴が落ちない」とは、日本工業規格S 2109(2011)家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の水滴落下の有無の性能を満たすことをいう。

24について

- (1) 「空だき」による危険を生じないとは、通水されない状態でメインバーナーにより熱交換器が1分間以上加熱されない構造をいう。
- (2) 「蒸気の噴出による危険を生じない」とは、蒸気及び沸騰時の水管内の圧力が他に影響を及ぼさない構造であり、かつ、出湯した場合に出湯口から200ミリメートル下に置いた直径300ミリメートルの容器の外に熱湯が滴下しないものをいう。

なお、温度調節つまみに沸騰又はこれに類する表示があるものについては、その位置で使用したときに蒸気の飛散等による危険を生じない構造でなければならない。

25について

「凍結防止の措置が講じられている」とは、凍結による器体の破損防止に有効な水抜きができること又は通水や保温等によりこれと同等以上に有効な凍結防止装置を有していることをいう。

27について

「15時間以上断続的」に燃焼とは、例えば、1分間燃焼し1分間休止する操作を1回として、これを450回以上繰り返すことなどをいう。

28について

「輸送中に加えられ得る振動」については、日本工業規格S 2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表18構造試験中1振動試験により行うこととする。

29について

- (1) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。
- (2) 「製造年月」は、西暦によるものとし、製造年は下2桁でもよい。
- (3) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。
- (4) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であって、かつ、できるだけ簡潔なものとすること。
 - イ 使用すべきガスに関する事項
 - ロ 点火、消火等器具の操作に関する事項
 - ハ 換気に関する事項
 - ニ 点検、掃除に関する事項

[半密閉燃焼式ガスストーブ]

2について

「表面」とは、ガスの通る部分（バーナー及びノズル以外の部分に限る。）、器具栓及び給排気部にあっては外面を、排ガスの通る部分にあっては内面を、バーナー、ノズル、熱交換部及び空気調節器にあっては内面及び外面をいう。

3について

「衝撃に耐える」とは、日本工業規格 S 2093 (2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表19 材料試験中4 鋼球衝撃試験を行ったとき、ほうろうの剥離が生じないことをいう。

4について

「ガスに侵されない」とは、日本工業規格 S 2092 (2010) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の5.2 材料一般 b) に適合していることをいう。

5について

「通常の点火操作」とは、日本工業規格 S 2093 (2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表13 電気点火性能試験中3 試験方法 c) の操作をいう。

6について

「爆発的に点火しない」とは、点火したときの炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び点火したときに発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

7について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、日本工業規格 S 2093 (2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表10 燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試験条件とし、15分間燃焼したとき、電極部に黄炎が1分間に30秒以上連続して触れていないことをいう。

8について

- (1) 「確実に着火」とは、5回行って5回とも着火することとする。
- (2) 「爆発的に着火しない」とは、着火したとき炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び着火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

10について

「炎検出部が機能しなかつたとき」とは、熱電対式のものにあっては起電力が起きない状態、膨張式のものにあってはその膨張機構が弁を操作しない状態、フレームロッド式のものにあっては電流が流れないと想定される状態及び電極部が短絡した状態、光電式のものにあっては電流が流れないと想定される状態をいう。

12について

「爆発的に再点火しない」とは、バーナーを消火したときに再びパイロットバーナー等に点火し、かつ、ケーシング外に炎があふれること及び再点火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

13について

「再び通電したとき、バーナーへのガスの通路が自動的に開かないと想定される」とは、バーナーに点火した後に電源回路を開いたときバーナーへのガスの通路が閉じ、1.5分以内に再び電源回路を閉じたときバーナーへのガスの通路が開くことをいう。

ナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火することをいう。

1 4について

(1) 「取り付けることができる構造」とは、排気筒を取り付ける部分の外径が技術上の基準の欄に掲げる表示ガス消費量に応じた排気筒の内径を超えるものであり、当該内径寸法以下の排気筒が取り付けられないことをいう。

なお、排気筒を取り付ける部分の外径寸法のマイナス許容差は、3ミリメートルとする。

(2) 「炎のあふれがない」とは、ケーシング外に炎があふれないことをいう。

1 5について

「炎のあふれがない」とは、ケーシング外に炎があふれないことをいう。

1 6について

(1) リフティングがないこととは、点火15秒後において、炎口から離れる炎がノズルに対応したバーナーごとに1/3を超えないことをいう。

(2) 消火がないこととは、点火15秒後において、ノズルに対応したバーナーごとに炎が消滅することがないことをいう。

(3) 逆火がないこととは、点火して30分経過するまでの間炎がバーナー内部で燃焼している状態にならないこと及び逆火による消火がないことをいう。

(4) 黄炎の熱交換部への接触がないこととは、点火して30分経過するまでの間黄炎が熱交換部に接触する状態が任意の1分間のうち30秒以下であることをいう。

(5) すすの発生がないこととは、点火して30分経過するまでの間（ただし点火時を除く。）熱交換部にすすが付着しないことをいう。

1 7について

(1) 「各部の温度」の測定は、日本工業規格S 2122(2010)家庭用ガス暖房機器の表3性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

(2) 「木壁」とは、日本工業規格S 2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

1 8について

図1における「 $\phi 3.1 \pm 0.1$ 」は、プラグの弁を押すための棒の最大外接円の径を示し、当該棒がプラグの弁に接触する面から1ミリメートル以内の部分とする。

2 2について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本工業規格S 2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表20電気関係試験中2耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

2 5について

「放射体に直接手の触れない構造」とは、放射体の前面の投影部分に直径70ミリメートルの球が入らないようにガード等が設けられていることをいう。

2 8について

「15時間以上断続的に燃焼」とは、例えば、3分間燃焼し3分間休止する操作を1回として、これを150回以上繰り返すことなどをいう。

2.9について

「輸送中に加えられ得る振動」については、日本工業規格 S 2093 (2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表18構造試験中1振動試験により行うこととする。

3.0について

- (1) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。
- (2) 「製造年月」は、西暦によるものとし、製造年は下2桁でもよい。
- (3) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。
- (4) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であって、かつ、できるだけ簡潔なものとすること。
 - イ 使用すべきガスに関する事項
 - ロ 点火、消火等器具の操作に関する事項
 - ハ 換気に関する事項
 - ニ 点検、掃除に関する事項

[半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま]

2について

「表面」とは、ガスの通る部分（バーナー及びノズル以外の部分に限る。）及び器具栓にあっては外面を、排ガスの通る部分にあっては内面を、バーナー、ノズル、熱交換部及び空気調節器にあっては内面及び外面をいう。

3について

「ガスに侵されない」とは、日本工業規格 S 2092 (2010) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の5.2材料一般 b) に適合していることをいう。

4について

「通常の点火操作」とは、日本工業規格 S 2093 (2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表13電気点火性能試験中3試験方法 c) の操作をいう。

5について

「爆発的に点火しない」とは、点火したときの炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び点火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

6について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、日本工業規格 S 2093 (2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表10燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試験条件とし、15分間燃焼したとき、電極部に黄炎が1分間に30秒以上連續して触れていないことをいう。

7について

- (1) 「確実に着火」とは、5回行って5回とも着火することとする。
- (2) 「爆発的に着火しない」とは、着火したとき炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び着火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

9について

「正常に機能しなかつたとき」とは、熱電対式のものにあっては起電力が起きない状態、膨張式のものにあってはその膨張機構が弁を操作しない状態、フレームロッド式のものにあっては電流が流れない状態及び電極部が短絡した状態、光電式のものにあっては電流が流れない状態をいう。

1.1について

「爆発的に再点火しない」とは、バーナーを消火したときに再びパイロットバーナー等に点火し、かつ、ケーシング外に炎があふれないと及ぶ再点火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

1.2について

「再び通電したとき、バーナーへのガスの通路が自動的に開かないと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火する」とは、バーナーに点火した後に電源回路を開いたときバーナーへのガスの通路が閉じ、1.5分以内に再び電源回路を閉じたときバーナーへのガスの通路が自動的に開かないと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火することをいう。

1.3について

(1) 「取り付けることができる構造」とは、排気筒を取り付ける部分の外径が技術上の基準の欄に掲げる表示ガス消費量に応じた排気筒の内径を超えるものであり、当該内径寸法以下の排気筒が取り付けられないことをいう。

なお、排気筒を取り付ける部分の外径寸法のマイナス許容差は、3ミリメートルとする。

(2) 「炎のあふれがない」とは、ケーシング外に炎があふれないことをいう。

1.4について

「炎のあふれがない」とは、ケーシング外に炎があふれないことをいう。

1.5について

(1) リフティングがないこととは、点火15秒後において、炎口から離れる炎がノズルに対応したバーナーごとに1/3を超えないことをいう。

(2) 消火がないこととは、点火15秒後において、ノズルに対応したバーナーごとに炎が消滅することがないことをいう。

(3) 逆火がないこととは、点火して30分経過するまでの間炎がバーナー内部で燃焼している状態にならないこと及び逆火による消火がないことをいう。

(4) 黄炎の熱交換器への接触がないこととは、点火して30分経過するまでの間黄炎が熱交換器に接触する状態が任意の1分間のうち30秒以下であることをいう。

(5) すすの発生がないこととは、点火して30分経過するまでの間（ただし点火時を除く。）熱交換器にすすが付着しないことをいう。

1.6について

(1) 「各部の温度」の測定は、日本工業規格S2109(2011)家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

(2) 「木壁」とは、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方

法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

1.7について

「木壁」とは、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

2.1について

「気密性を有する」とは、日本工業規格S2109(2011)家庭用ガス温水機器の7.17水通路の耐圧試験7.17.3ふろがまa)かま本体により確認することとする。

2.2について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表20電気関係試験中2耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

2.2の2について

「通常使用時の温度変化に耐える」とは、日本工業規格S2109(2011)家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の電気部(電子制御装置をもつものに適用)のはんだの耐久性の性能を満たすことをいう。

2.3について

「バーナーを消火させる水滴が落ちない」とは、日本工業規格S2109(2011)家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の水滴落下の有無の性能を満たすことをいう。

2.5について

(1) 「空だき」による危険を生じないとは、通水されない状態でメインバーナーにより熱交換器が1分間以上加熱されない構造をいう。

(2) 「蒸気の噴出による危険を生じない」とは、蒸気及び沸騰時の水管内の圧力が他に影響を及ぼさない構造であり、かつ、出湯した場合に出湯口から200ミリメートル下に置いた直径300ミリメートルの容器の外に熱湯が滴下しないものをいう。

なお、温度調節つまみに沸騰又はこれに類する表示があるものについては、その位置で使用したときに蒸気の飛散等による危険を生じない構造でなければならない。

(3) 「凍結防止の措置が講じられている」とは、凍結による器体の破損防止に有効な水抜きができること又は通水や保温等によりこれと同等以上に有効な凍結防止装置を有していることをいう。

2.7について

「4時間以上」断続的に燃焼とは、例えば、2分間燃焼し2分間休止する操作を1回として、これを60回以上繰り返すことなどをいい、また、「15時間以上」断続的に燃焼とは、1分間燃焼し1分間休止する操作を1回として、これを450回以上繰り返すことなどをいう。

2.8について

「輸送中に加えられ得る振動」については、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表18構造試験中1振動試験により行うこととする。

2.9について

- (1) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。
- (2) 「製造年月」は、西暦によるものとし、製造年は下2桁でもよい。
- (3) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。
- (4) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であって、かつ、できるだけ簡潔なものとすること。
 - イ 使用すべきガスに関する事項
 - ロ 点火、消火等器具の操作に関する事項
 - ハ 換気に関する事項
 - ニ 点検、掃除に関する事項

[ガスふろバーナー]

2について

「表面」とは、ガスの通る部分（バーナー及びノズル以外の部分に限る。）及び器具栓にあっては外面を、バーナー、ノズル及び空気調節器にあっては内面及び外面をいう。

4について

「各部の温度」の測定は、日本工業規格 S 2109 (2011) 家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

8について

- (1) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。
- (2) 「使用すべきふろがまの型式」の表示には、使用すべきふろがまに表示されているふろがまの届出事業者の氏名又は名称（経済産業大臣の承認を受けた略称でもよい。）も表示することとする。
- (3) 「製造年月」は、西暦によるものとし、製造年は下2桁でもよい。
- (4) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。
- (5) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であって、かつ、できるだけ簡潔なものとすること。
 - イ 使用すべきガスに関する事項
 - ロ ふろバーナーに表示してあるふろがまの型式以外の型式のふろがまに使用しない旨

[開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガス瞬間湯沸器]

2について

「表面」とは、ガスの通る部分（バーナー及びノズル以外の部分に限る。）、器具栓、屋外式のもの及び密閉式のもののケーシング並びに密閉式のものの給排気部にあっては

外面を、排ガスの通る部分にあっては内面を、バーナー、ノズル、熱交換部及び空気調節器にあっては内面及び外面をいう。

3について

「ガスに侵されない」とは、日本工業規格S 2092(2010)家庭用ガス燃焼機器の構造通則の5.2材料一般b)に適合していることをいう。

4について

「通常の点火操作」とは、日本工業規格S 2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表13電気点火性能試験中3試験方法c)の操作をいう。

5について

「爆発的に点火しない」とは、点火したときの炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び点火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

6について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、日本工業規格S 2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表10燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試験条件とし、15分間燃焼したとき、電極部に黄炎が1分間に30秒以上連續して触れていないことをいう。

7について

- (1) 「確実に着火」とは、5回行って5回とも着火することとする。
- (2) 「爆発的に着火しない」とは、着火したとき炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び着火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

9について

「炎検出部が機能しなかつたとき」とは、熱電対式のものにあっては起電力が起きない状態、膨張式のものにあってはその膨張機構が弁を操作しない状態、フレームロッド式のものにあっては電流が流れない状態及び電極部が短絡した状態、光電式のものにあっては電流が流れない状態をいう。

10について

「爆発的に点火しない」とは、点火したときの炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び点火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

11について

「爆発的に再点火しない」とは、バーナーを消火したときに再びパイロットバーナー等に点火し、かつ、ケーシング外に炎があふれないこと及び再点火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

12について

「再び通電したとき、バーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火する」とは、バーナーに点火した後に電源回路を開いたときバーナーへのガスの通路が閉じ、1.5分以内に再び電源回路を閉じたときバーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火することをいう。

14について

「気密性を有する」とは、日本工業規格S 2109(2011)家庭用ガス温水機器

の表9一般性能及び試験方法中の気密構成部の気密（密閉式に適用）の性能を満たすことをいう。

17について

- (1) リフティングがないこととは、点火1.5秒後において、炎口から離れる炎がノズルに対応したバーナーごとに1/3を超えないことをいう。
- (2) 消火がないこととは、点火1.5秒後において、ノズルに対応したバーナーごとに炎が消滅することがないことをいう。
- (3) 逆火がないこととは、点火して30分経過するまでの間炎がバーナー内部で燃焼している状態にならないこと及び逆火による消火がないことをいう。
- (4) 黄炎の熱交換部への接触がないこととは、点火して30分経過するまでの間黄炎が熱交換部に接触する状態が任意の1分間のうち30秒以下であることをいう。
- (5) すすの発生がないこととは、点火して30分経過するまでの間（ただし点火時を除く。）熱交換部にすすが付着しないことをいう。

19について

「炎のあふれがない」とは、ケーシング外に炎があふれないことをいう。

20について

「炎のあふれがない」とは、ケーシング外に炎があふれないことをいう。

21について

- (1) 「各部の温度」の測定は、日本工業規格S2109(2011)家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。
- (2) 「木壁」とは、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

22について

「木壁」とは、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

26について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表20電気関係試験中2耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

26の2について

「通常使用時の温度変化に耐える」とは、日本工業規格S2109(2011)家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の電気部（電子制御装置をもつものに適用）のはんだの耐久性の性能を満たすことをいう。

27について

「バーナーを消火させる水滴が落ちない」とは、日本工業規格S2109(2011)家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の水滴落下の有無の性能を満たすことをいう。

28について

- (1) 「空だき」による危険を生じないとは、通水されない状態でメインバーナーにより

熱交換器が1分間以上加熱されない構造をいう。

- (2) 「蒸気の噴出による危険を生じない」とは、蒸気及び沸騰時の水管内の圧力が他に影響を及ぼさない構造であり、かつ、出湯した場合に出湯口から200ミリメートル下に置いた直径300ミリメートルの容器の外に熱湯が滴下しないものをいう。

なお、温度調節つまみに沸騰又はこれに類する表示があるものについては、その位置で使用したときに蒸気の飛散等による危険を生じない構造でなければならない。

2.9について

「凍結防止の措置が講じられている」とは、凍結による器体の破損防止に有効な水抜きができること又は通水や保温等によりこれと同等以上に有効な凍結防止装置を有していることをいう。

3.1について

「15時間以上断続的」に燃焼とは、例えば1分間燃焼し1分間休止する操作を1回として、これを450回以上繰り返すことなどをいう。

3.2について

「輸送中に加えられ得る振動」については、日本工業規格S 2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表18構造試験中1振動試験により行うこととする。

3.3について

(1) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。

(2) 「製造年月」は、西暦によるものとし、製造年は下2桁でもよい。

(3) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。

ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。

(4) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であって、かつ、できるだけ簡潔なものとすること。

イ 使用すべきガスに関する事項

ロ 点火、消火等器具の操作に関する事項

ハ 換気に関する事項（開放式に限る。）

ニ 点検、掃除に関する事項

[開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガスストーブ]

2について

「表面」とは、ガスの通る部分（バーナー及びノズル以外の部分に限る。）、器具栓、屋外式のもの及び密閉式のもののケーシング並びに密閉式のものの給排気部にあっては外面を、排ガスの通る部分にあっては内面を、バーナー、ノズル、熱交換部及び空気調節器にあっては内面及び外面をいう。

3について

「衝撃に耐える」とは、日本工業規格S 2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表19材料試験中4鋼球衝撃試験を行ったとき、ほうろうの剥離が生じないことをいう。

4について

「ガスに侵されない」とは、日本工業規格 S 2092 (2010) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の 5. 2 材料一般 b) に適合していることをいう。

5について

「通常の点火操作」とは、日本工業規格 S 2093 (2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 13 電気点火性能試験中 3 試験方法 c) の操作をいう。

6について

「爆発的に点火しない」とは、点火したときの炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び点火したときに発する騒音が 85 デシベルを超えないことをいう。

7について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、日本工業規格 S 2093 (2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 10 燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試験条件とし、15 分間燃焼したとき、電極部に黄炎が 1 分間に 30 秒以上連続して触れていないことをいう。

8について

- (1) 「確実に着火」とは、5 回行って 5 回とも着火することとする。
- (2) 「爆発的に着火しない」とは、着火したとき炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び着火時に発する騒音が 85 デシベルを超えないことをいう。

10について

「炎検出部が機能しなかつたとき」とは、熱電対式のものにあっては起電力が起きない状態、膨張式のものにあってはその膨張機構が弁を操作しない状態、フレームロッド式のものにあっては電流が流れない状態及び電極部が短絡した状態、光電式のものにあっては電流が流れない状態をいう。

11について

「爆発的に点火しない」とは、点火したときの炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び点火したときに発する騒音が 85 デシベルを超えないことをいう。

12について

「爆発的に再点火しない」とは、バーナーを消火したときに再びパイロットバーナー等に点火し、かつ、ケーシング外に炎があふれないこと及び再点火時に発する騒音が 85 デシベルを超えないことをいう。

13について

「再び通電したとき、バーナーへのガスの通路が自動的に開かないと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火する」とは、バーナーに点火した後に電源回路を開いたときバーナーへのガスの通路が閉じ、1. 5 分以内に再び電源回路を閉じたときバーナーへのガスの通路が自動的に開かないと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火することをいう。

15について

「気密性を有する」とは、日本工業規格 S 2122 (2010) 家庭用ガス暖房機器の表 3 性能及び試験方法中の気密構成部の気密（密閉式に適用）の性能を満たすことをいう。

1.8について

- (1) リフティングがないこととは、点火15秒後において、炎口から離れる炎がノズルに対応したバーナーごとに1／3を超えないことをいう。
- (2) 消火がないこととは、点火15秒後において、ノズルに対応したバーナーごとに炎が消滅するがないことをいう。
- (3) 逆火がないこととは、点火して30分経過するまでの間炎がバーナー内部で燃焼している状態にならないこと及び逆火による消火がないことをいう。
- (4) 黄炎の熱交換部への接触がないこととは、点火して30分経過するまでの間黄炎が熱交換部に接触する状態が任意の1分間のうち30秒以下であることをいう。
- (5) すすの発生がないこととは、点火して30分経過するまでの間（ただし点火時を除く。）熱交換部にすすが付着しないことをいう。

2.2について

- (1) 「各部の温度」の測定は、日本工業規格S2122(2010)家庭用ガス暖房機器の表3性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。
- (2) 「木壁」とは、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

2.3について

図1における「 $\phi 3.1 \pm 0.1$ 」は、プラグの弁を押すための棒の最大外接円の径を示し、当該棒がプラグの弁に接触する面から1ミリメートル以内の部分とする。

2.7について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表20電気関係試験中2耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

2.7の2について

「通常使用時の温度変化に耐える」とは、日本工業規格S2122(2010)家庭用ガス暖房機器の表3性能及び試験方法中の電気部（電子制御装置をもつものに適用）のはんだの耐久性の性能を満たすことをいう。

3.0について

「放射体に直接手の触れない構造」とは、放射体の前面の投影部分に直径70ミリメートルの球が入らないようにガード等が設けられていることをいう。

3.3について

「15時間以上断続的に燃焼」とは、例えば、3分間燃焼し3分間休止する操作を1回として、これを150回以上繰り返すことなどをいう。

3.4について

「輸送中に加えられ得る振動」については、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表18構造試験中1振動試験により行うこととする。

3.5について

- (1) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略称で表示してもよい。
- (2) 「製造年月」は、西暦によるものとし、製造年は下2桁でもよい。

- (3) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。
- (4) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であって、かつ、できるだけ簡潔なものとすること。
- イ 使用すべきガスに関する事項
 - ロ 点火、消火等器具の操作に関する事項
 - ハ 換気に関する事項（開放式に限る。）
 - ニ 点検、掃除に関する事項

[密閉燃焼式又は屋外式のガスバーナー付ふろがま]

2について

「表面」とは、ガスの通る部分（バーナー及びノズル以外の部分に限る。）、器具栓、屋外式のもの及び密閉式のもののケーシング並びに密閉式のものの給排気部にあっては外面を、排ガスの通る部分にあっては内面を、バーナー、ノズル、熱交換部及び空気調節器にあっては内面及び外面をいう。

3について

「ガスに侵されない」とは、日本工業規格 S 2092 (2010) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の 5.2 材料一般 b) に適合していることをいう。

4について

「通常の点火操作」とは、日本工業規格 S 2093 (2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 13 電気点火性能試験中 3 試験方法 c) の操作をいう。

5について

「爆発的に点火しない」とは、点火したときの炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び点火時に発する騒音が 85 デシベルを超えないことをいう。

6について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、日本工業規格 S 2093 (2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 10 燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試験条件とし、15 分間燃焼したとき、電極部に黄炎が 1 分間に 30 秒以上連続して触れていないことをいう。

7について

- (1) 「確実に着火」とは、5 回行って 5 回とも着火することとする。
- (2) 「爆発的に着火しない」とは、着火したとき炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び着火時に発する騒音が 85 デシベルを超えないことをいう。

9について

「炎検出部が機能しなかつたとき」とは、熱電対式のものにあっては起電力が起きない状態、膨張式のものにあってはその膨張機構が弁を操作しない状態、フレームロッド式のものにあっては電流が流れない状態及び電極部が短絡した状態、光電式のものにあっては電流が流れない状態をいう。

10について

「爆発的に点火しない」とは、点火したときの炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び点火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

1.1について

「爆発的に再点火しない」とは、バーナーを消火したときに再びパイロットバーナー等に点火し、かつ、ケーシング外に炎があふれないこと及び再点火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

1.2について

「再び通電したとき、バーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火する」とは、バーナーに点火した後に電源回路を開いたときバーナーへのガスの通路が閉じ、1.5分以内に再び電源回路を閉じたときバーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火することをいう。

1.3について

「気密性を有する」とは、日本工業規格S2109(2011)家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の気密構成部の気密(密閉式に適用)の性能を満たすことをいう。

1.6について

- (1) リフティングがないこととは、点火15秒後において、炎口から離れる炎がノズルに対応したバーナーごとに1/3を超えないことをいう。
- (2) 消火がないこととは、点火15秒後において、ノズルに対応したバーナーごとに炎が消滅することがないことをいう。
- (3) 逆火がないこととは、点火して30分経過するまでの間炎がバーナー内部で燃焼している状態にならないこと及び逆火による消火がないことをいう。
- (4) 黄炎の熱交換部への接触がないこととは、点火して30分経過するまでの間黄炎が熱交換部に接触する状態が任意の1分間のうち30秒以下であることをいう。
- (5) すすの発生がないこととは、点火して30分経過するまでの間(ただし点火時を除く。)熱交換部にすすが付着しないことをいう。

2.0について

- (1) 「各部の温度」の測定は、日本工業規格S2109(2011)家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。
- (2) 「木壁」とは、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

2.1について

「木壁」とは、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

2.5について

「気密性を有する」とは、日本工業規格S2109(2011)家庭用ガス温水機器の7.17水通路の耐圧試験7.17.3ふろがまa)かま本体により確認することとする。

2 6について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本工業規格S 2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表20電気関係試験中2耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

2 7について

「バーナーを消火させる水滴が落ちない」とは、日本工業規格S 2109(2011)家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の水滴落下の有無の性能を満たすことをいう。

2 9について

(1) 「空だき」による危険を生じないとは、通水されない状態でメインバーナーにより熱交換器が1分間以上加熱されない構造をいう。

(2) 「蒸気の噴出による危険を生じない」とは、蒸気及び沸騰時の水管内の圧力が他に影響を及ぼさない構造であり、かつ、出湯した場合に出湯口から200ミリメートル下に置いた直径300ミリメートルの容器の外に熱湯が滴下しないものをいう。

なお、温度調節つまみに沸騰又はこれに類する表示があるものについては、その位置で使用したときに蒸気の飛散等による危険を生じない構造でなければならない。

(3) 「凍結防止の措置が講じられている」とは、凍結による器体の破損防止に有効な水抜きができること又は通水や保温等によりこれと同等以上に有効な凍結防止装置を有していることをいう。

3 1について

「4時間以上」断続的に燃焼とは、例えば、2分間燃焼し2分間休止する操作を1回として、これを60回以上繰り返すことなどをいい、また、「15時間以上」断続的に燃焼とは、1分間燃焼し1分間休止する操作を1回として、これを450回以上繰り返すことなどをいう。

3 2について

「輸送中に加えられ得る振動」については、日本工業規格S 2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表18構造試験中1振動試験により行うこととする。

3 3について

(1) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。

(2) 「製造年月」は、西暦によるものとし、製造年は下2桁でもよい。

(3) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。

ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。

(4) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であって、かつ、できるだけ簡潔なものとすること。

イ 使用すべきガスに関する事項

ロ 点火、消火等器具の操作に関する事項

ハ 点検、掃除に関する事項

[ガスこんろ]

2について

「表面」とは、ガスの通る部分（パイロットバーナー、メインバーナー及びノズル以外の部分に限る。）、器具栓、バーナー受け及び汁受けにあっては外面を、パイロットバーナー、メインバーナー、ノズル及び空気調節器にあっては内面及び外面をいう。

3について

「衝撃に耐える」とは、例えば、日本工業規格 S 2093 (2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表19 材料試験中4 鋼球衝撃試験を行ったとき、ほうろうの剥離が生じないことをいう。

4について

「ガスに侵されない」とは、例えば、日本工業規格 S 2092 (2010) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則5.2 材料一般 b) に適合していることをいう。

5について

「通常の点火操作」とは、日本工業規格 S 2093 (2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表13 電気点火性能試験中3 試験方法 c) の操作をいう。

6について

「爆発的に点火しない」とは、点火したときに発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

7について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、例えば、日本工業規格 S 2093 (2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表10 燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試験条件とし、15分間燃焼したとき、電極部に黄炎が1分間に30秒以上連続して触れていないことをいう。

8について

- (1) 「確実に着火」とは、5回行って5回とも着火することとする。
- (2) 「爆発的に着火しない」とは、着火したときに発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

10について

「炎検出部が機能しなかつたとき」とは、例えば、熱電対式のものにあっては起電力が起きない状態、膨張式のものにあってはその膨張機構が弁を操作しない状態、フレムロッド式のものにあっては電流が流れない状態及び電極部が短絡した状態、光電式のものにあっては電流が流れない状態などをいう。

12について

「爆発的に再点火しない」とは、バーナーを消火したときに再びパイロットバーナー等に点火し、かつ、再点火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

13について

「感熱部が機能しなかつた場合」とは、例えば、温度ヒューズ式のものにあっては電流が流れない状態、バイメタル式のものにあってはバイメタルが破損した状態などをいう。

15について

「感熱部が損傷した場合」とは、例えば、サーミスタ式のものにあっては電流が流れない状態及び素子が短絡した状態、熱電対式のものにあっては起電力が起きない状態、膨張式のものにあってはその膨張機構が弁を操作しない状態、バイメタル式のものにあってはバイメタルが破損した状態などをいう。

1.6について

「再び通電したとき、バーナーへのガスの通路が自動的に開かないと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火する」とは、バーナーに点火した後に電源回路を開いたときバーナーへのガスの通路が閉じ、1.5分以内に再び電源回路を閉じたときバーナーへのガスの通路が自動的に開かないと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火することをいう。

1.7について

- (1) リフティングがないこととは、点火15秒後において、炎口から離れる炎がノズルに対応したバーナーごとに1/3を超えないことをいう。
- (2) 消火がないこととは、点火15秒後において、ノズルに対応したバーナーごとに炎が消滅することがないことをいう。
- (3) 逆火がないこととは、点火して30分経過するまでの間炎がバーナー内部で燃焼している状態にならないこと及び逆火による消火がないことをいう。
- (4) すすの発生がないこととは、点火して30分経過するまでの間（ただし点火時を除く。）こんににのせてあるなべの底部にすすが付着しないことをいう。

1.8について

- (1) 「各部の温度」の測定は、例えば、日本工業規格S2103(2010)家庭用ガス調理機器の表4性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法がある。
- (2) 「木壁」とは、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

1.9について

- (1) 図1における「 $\phi 3.1 \pm 0.1$ 」は、プラグの弁を押すための棒の最大外接円の径を示し、当該棒がプラグの弁に接触する面から1ミリメートル以内の部分とする。
- (2) 図3及び図4における許容差の指定のない寸法の許容差は、日本工業規格B0405(1991)普通公差—第1部：個々に公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する公差による。

2.3について

「有効な耐電圧性を有する」とは、例えば、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表20電気関係試験中2耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

2.4について

「通常使用時の温度変化に耐える」とは、例えば、日本工業規格S2103(2010)家庭用ガス調理機器の表4性能及び試験方法中の電気部（電子制御装置をもつものに適用）のはんだの耐久性の性能を満たすことをいう。

2.6について

荷重試験については、例えば、日本工業規格S2103(2010)家庭用ガス調理

機器の7.4.2機種別試験により行う方法がある。

28について

「反復使用」については、例えば、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表15反復使用試験（自動消火装置及び調理油過熱防止装置については、日本工業規格S2103(2010)家庭用ガス調理機器の表4性能及び試験方法中の反復使用）により行う方法がある。

30について

「輸送中に加えられ得る振動」については、例えば、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表18構造試験中1振動試験により行う方法がある。

31について

- (1) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。
- (2) 「製造年月」は、西暦によるものとし、製造年は下2桁でもよい。
- (3) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。
- (4) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であって、かつ、できるだけ簡潔なものとすること。
 - イ 使用すべきガスに関する事項
 - ロ 点火、消火等器具の操作に関する事項
 - ハ 換気に関する事項
 - ニ 点検、掃除に関する事項